

指定通所介護事業所 デイサービスセンターくりやま

通所介護重要事項説明書

日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人水の会 指定通所介護事業所デイサービスセンターくりやま
所在地	〒069-1524 夕張郡栗山町角田 284 番地5 Tel 0123-72-7111 Fax 0123-72-1060
介護保険事業所番号	0175800432号
管理者	白坂 裕美子 (養護老人ホーム泉徳苑・一草庵施設長)兼務

2. 事業所の職員体制

当事業所は介護保険法の基準により、以下の職員を配置しています。

令和6年4月1日現在

職 種	員 数	職務内容
管理者(施設長)	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の一元的管理を行う。
生活相談員	2名	ご利用者及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村等との連携を図る。
看護職員	1名以上	投薬、検温、血圧測定等の健康管理を行う。
介護職員	3名以上	通所介護計画、日常生活支援総合事業第一号通所介護計画に基づく介護を行う。
機能訓練指導員	1名	心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練に際し、必要な指導を行う。

3. 設備の概要

区 分	数 量 ・ 規 模	備 考
通所定員	20名	日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)含む
食 堂	1箇所	
機能訓練室	1箇所	デイルーム兼
浴 室	2箇所(特殊浴槽)	併設施設の一般浴槽も利用できます。
相 談 室	1箇所	

#### 4. サービスの内容

① 食事	昼食 12:00～13:00
② 入浴	ご利用者の希望や状況に応じ、一般浴槽や特殊浴槽での入浴を提供します。
③ 医学的管理・看護	健康状態の把握に努め、適切なアドバイスをを行います。
④ 機能訓練	個々の心身状況に応じた運動や歩行訓練等の機能訓練を行います。
⑤ 生活機能向上 グループ活動	少人数による活動により、生活に必要な機能の向上を図ります。
⑥ 介護	食事等の介助、排せつ介助、体位変換、精神的ケア、日常生活上の支援を行います。
⑦ レクリエーション	趣味活動や行事などで楽しんで頂きます。
⑧ 送迎	自宅玄関まで送迎します。

#### 5. ご利用者負担金と支払方法

(1) サービス利用にかかるご利用者負担金は<別表>のとおりです。

但し、介護報酬の算定要件を満たしていない場合は、当該加算は行いません。

(2) 支払方法

毎月5日頃に請求書をお送りしますので、次の方法にてお支払い下さい。

・預金口座からの自動引落とし(引落日 15日、土日・祝日の場合はその翌日)

(法人指定の金融機関に口座を開設して頂きます)

※口座開設が困難な場合は、現金払いにて毎月15日までにお支払い下さい。

(3) 介護報酬の改正等により介護保険からの給付額に変更があったときは、変更された額に応じてご利用者負担金も変更となります。

#### 6. サービス利用上の留意点

① 利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取して頂きます。

② 利用をキャンセルする場合は、前日の午後5時までにご連絡をお願いします。

③ 喫煙は、指定の場所以外では禁止とします。

④ 所持品・備品等の持ち込みは必要最小限でお願いします。

⑤ ペットの持ち込みは禁止とします。

⑥ ご利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止とします。

⑦ 他ご利用者への迷惑行為は禁止とします。

## 7. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、誘導、救出、その他必要な訓練を行います。(防災訓練は年2回以上実施します)

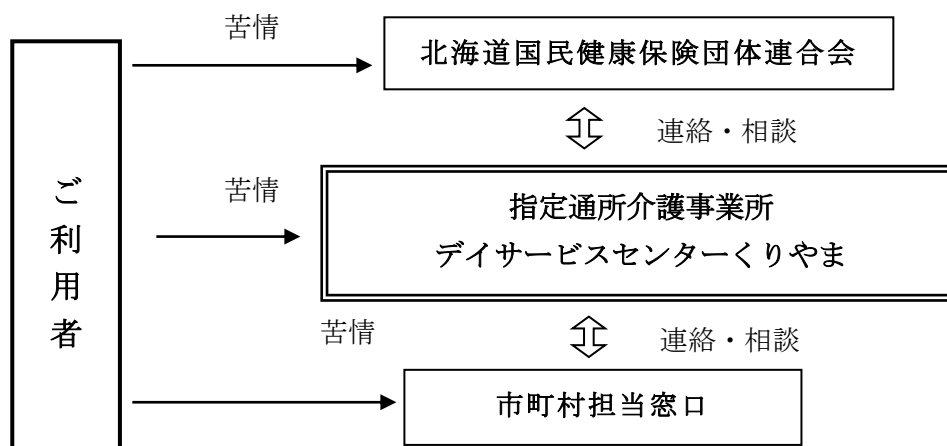
防災設備として自動火災報知機、消火栓、消火器を各所に設置します。

## 8. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関するご意見・ご相談または苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号：0123-72-7111
	FAX番号：0123-72-1060
	窓口担当者：管理者 白坂 裕美子 生活相談員 大島 和也
	対応時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

＜サービスに対する苦情への対応手順＞



### 【苦情等の対応・解決の手順】

- 社会福祉法人水の会苦情解決システムを参照下さい。

## 9. 秘密の保持

事業者は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、ご利用者やご家族又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない場合は、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、指導教育を適時行うほか、個人情報保護法に基づく個人情報に関する基本情報に関する基本方針及び利用目的により、ご利用者又はそのご家族の個人情報を必要な場合に使用することについて、あらかじめ同意を得るものとします。

- 個人情報のお取り扱いについて「プライバシーステートメント」を参照下さい。

## 10. 事故発生時の対応・損害賠償

サービスの提供により、重大な事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族ならびに、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業所等に連絡をする等、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 11. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたり身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと看護師が判断し、ご家族の同意を得た場合は、この限りではありません。
- (2) 前項に基づき身体的拘束等の行為を行った場合その日時、対応、ご利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、及び当該行為を行った必要な事項について看護師は、サービス提供記録書等の書面に記録します。
- (3) 事業所がご利用者に対し、身体的拘束その他の方法によりご利用者の行動を制限する場合は、ご利用者とそのご家族に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、ご利用者及びそのご家族の同意を得ることとします。

## 12. 第三者評価実施の有無

事業所は、第三者評価未実施となっております。

令和 年 月 日

通所介護、日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)  
利用にあたり、上記重要事項の説明を行いました。

説明者(職名) 生活相談員 (氏名) 印

<別表>

I 介護報酬に係るご利用者負担金(費用全体の1割)

1. 通所介護利用料金

区 分	金 額 / 1日			内 容 の 説 明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	要介護 1	658円	564円	サービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	777円	683円	
	要介護 3	900円	806円	
	要介護 4	1,023円	929円	
	要介護 5	1,148円	1,054円	
	要介護 1	584円	490円	サービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	689円	595円	
	要介護 3	796円	702円	
	要介護 4	901円	807円	
	要介護 5	1,008円	914円	
	要介護 1	570円	476円	サービス提供時間が5時間以上6時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	673円	579円	
	要介護 3	777円	683円	
	要介護 4	880円	786円	
	要介護 5	984円	890円	
	要介護 1	388円	294円	サービス提供時間が4時間以上5時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	444円	350円	
	要介護 3	502円	408円	
	要介護 4	560円	466円	
	要介護 5	617円	523円	
要介護 1	370円	276円	サービス提供時間が3時間以上4時間未満の場合の1回の負担額	
要介護 2	423円	329円		
要介護 3	479円	385円		
要介護 4	533円	439円		
要介護 5	588円	494円		

1. 通所介護利用料金

②加算額	入浴介助加算(Ⅱ)	55円 / 1日	自立生活支援のための見守りの援助、必要に応じ入浴介助を行った場合に算定
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円 / 1日	機能訓練指導員等が3ヶ月毎に1回以上居宅を訪問し、個別機能訓練計画の作成と見直しを行い、個別機能訓練を実施した場合に算定
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円 / 1日	介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定	

2. 日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)利用料金

区分	金額 / 1月			内容の説明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	事業対象者	1,798円	1,422円	1ヵ月のサービス費負担額
	要支援 1	1,798円	1,422円	
	要支援 2	3,621円	2,869円	
②加算額	<del>運動機能向上加算</del>	<del>225円 / 月</del>		<del>運動機能の向上を目的として個別に機能訓練を行った場合に算定</del>
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者	72円 / 月	介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
		要支援1	72円 / 月	
要支援2		144円 / 月		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定		

## II 介護報酬に係るご利用者負担金(費用全体の2割)

### 1. 通所介護利用料金(2割負担)

区 分	金 額 / 1日			内 容 の 説 明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	要介護 1	1,316円	1,128円	サービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	1,554円	1,366円	
	要介護 3	1,800円	1,612円	
	要介護 4	2,046円	1,858円	
	要介護 5	2,296円	2,108円	
	要介護 1	1,168円	980円	サービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	1,378円	1,190円	
	要介護 3	1,592円	1,404円	
	要介護 4	1,802円	1,614円	
	要介護 5	2,016円	1,828円	
	要介護 1	1,140円	952円	サービス提供時間が5時間以上6時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	1,346円	1,158円	
	要介護 3	1,554円	1,366円	
	要介護 4	1,760円	1,572円	
	要介護 5	1,968円	1,780円	
	要介護 1	776円	588円	サービス提供時間が4時間以上5時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	888円	700円	
	要介護 3	1,004円	816円	
	要介護 4	1,120円	932円	
	要介護 5	1,234円	1,046円	
	要介護 1	740円	552円	サービス提供時間が3時間以上4時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	846円	658円	
	要介護 3	958円	770円	
	要介護 4	1,066円	878円	
	要介護 5	1,176円	988円	

1. 通所介護利用料金(2割負担)

②加算額	入浴介助加算(Ⅱ)	110円 / 1日	自立生活支援のための見守りの援助、必要に応じ入浴介助を行った場合に算定
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	112円 / 1日	機能訓練指導員等が3ヶ月毎に1回以上居室を訪問し、個別機能訓練計画の作成と見直しを行い、個別機能訓練を実施した場合に算定
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36円 / 1日	介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定	

2. 日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)利用料金 (2割負担)

区分	金額 / 1月			内容の説明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	事業対象者	3,596円	2,844円	1ヵ月のサービス費負担額
	要支援 1	3,596円	2,844円	
	要支援 2	7,242円	5,738円	
②加算額	運動機能向上加算	450円 / 月		運動機能の向上を目的として個別に機能訓練を行った場合に算定
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者	144円 / 月	介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
		要支援1	144円 / 月	
		要支援2	288円 / 月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定			
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定			



### Ⅲ 介護報酬に係るご利用者負担金(費用全体の3割)

#### 1. 通所介護利用料金(3割負担)

区 分	金 額 / 1日			内 容 の 説 明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	要介護 1	1,974円	1,692円	サービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	2,331円	2,049円	
	要介護 3	2,700円	2,418円	
	要介護 4	3,069円	2,787円	
	要介護 5	3,444円	3,162円	
	要介護 1	1,752円	1,470円	サービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	2,067円	1,785円	
	要介護 3	2,388円	2,106円	
	要介護 4	2,703円	2,421円	
	要介護 5	3,024円	2,742円	
	要介護 1	1,710円	1,428円	サービス提供時間が5時間以上6時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	2,019円	1,737円	
	要介護 3	2,331円	2,049円	
	要介護 4	2,640円	2,358円	
	要介護 5	2,952円	2,670円	
	要介護 1	1,164円	882円	サービス提供時間が4時間以上5時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	1,332円	1,050円	
	要介護 3	1,506円	1,224円	
	要介護 4	1,680円	1,398円	
	要介護 5	1,851円	1,569円	
	要介護 1	1,110円	828円	サービス提供時間が3時間以上4時間未満の場合の1回の負担額
	要介護 2	1,269円	987円	
	要介護 3	1,437円	1,155円	
	要介護 4	1,599円	1,317円	
	要介護 5	1,764円	1,482円	

1. 通所介護利用料金(3割負担)

②加算額	入浴介助加算(Ⅱ)	165円 / 1日	自立生活支援のための見守りの援助、必要に応じ入浴介助を行った場合に算定
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	168円 / 1日	機能訓練指導員等が3ヶ月毎に1回以上居宅を訪問し、個別機能訓練計画の作成と見直しを行い、個別機能訓練を実施した場合に算定
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54円 / 1日	介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定	

2. 日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当)利用料金 (3割負担)

区分	金額 / 1月			内容の説明
	介護度	同一敷地外	同一敷地内	
①基本額	事業対象者	5,394円	4,266円	1ヵ月のサービス費負担額
	要支援 1	5,394円	4,266円	
	要支援 2	10,863円	8,607円	
②加算額	<del>運動機能向上加算</del>	<del>675円 / 月</del>		<del>運動機能の向上を目的として個別に機能訓練を行った場合に算定</del>
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者 216円 / 月 要支援1 216円 / 月 要支援2 432円 / 月		介護職員総数のうち、5割以上の介護福祉士を配置した場合に算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記①基本額及び②加算額合計の5.9%を算定		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額及び②加算額合計の1.1%を算定		

#### IV その他の費用(全額、ご利用者負担金)

区 分	金 額	内 容 の 説 明
昼食代	通 常 510円/1食	おやつ代含む